

## 大規模地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

### 1 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

- (1) 児童の安全確保に努める。
- (2) 落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するように努める。
- (3) 校舎、体育館、運動場など、学校内外の被害状況を把握する。
- (4) 避難所開設時は、避難所運営委員長の依頼を受けて、適切に対応する。
- (5) 児童の安否確認、授業再開の準備等、被害の状況に応じて適切に対応する。
- (6) 児童の在校時は、震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者への引き渡しを行う。
- (7) 児童の在宅時は、震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とする。
- (8) 臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。

### 2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

【南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたとき】

- (1) 「調査中」「巨大地震注意」が発表された場合
  - ・ 原則として、通常どおりの教育活動を行う。
  - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせる。
  - ・ 校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。
- (2) 「巨大地震警戒」が発表された場合
  - ・ 児童の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、速やかに帰宅させる。
  - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は、延期（中止）する。
  - ・ 校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
  - ・ 部活動については実施しない。

※令和6年度のように、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、通常の教育活動を行います。

◎災害発生時、発生前後における登下校の可否の判断に際しては、学校が通学路等の安全確認を行いますが、御家庭におかれましても近隣の状況について御確認のうえ、判断をお願いします。

（連絡先：岡崎市立常磐南小学校 教頭 0564-46-2005）